

日程第2 議案第15号

具体的な取組

施策	単位施策	具体的な取組	総合振興計画の取組	担当課所館						
				教育総務課	学校給食センター	学校教育課	教育研究所	社会教育課	中央公民館	文化センター
1 学力日本一を目指す(知・徳・体)	1 子どもたちの学力(知)を伸ばす	1 学習内容を明確にした授業の実施 ・学校訪問、各種研修会、授業研究会の充実 ・「子どもと教師、子ども同士が向かい合い、活字を用いた授業」を基本にしながら、ICT機器を効果的に活用した授業の実施 ・英語「ラウンドシステム」の考え方(いわゆるアクティブ・ラーニング)を全学年、全教科で実施	☆			◎	○			
		2 学力向上対策の推進 ・全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査への取組を推進 ・「総合的な学習の時間」を中心とした教科横断的なカリキュラム改善 ・英語指導専門員の訪問指導による教員の資質向上 ・研究委嘱事業の推進 ・研究協力員による調査・研究の充実 ・校内教育支援センター「新くまなびスクール」を全小・中学校に開設 ・新くまなびスクール支援員や特別支援教育支援員、日本語指導補助員による多様なニーズに対応した指導	☆ ☆			◎	○			
		3 特別支援教育の充実 ・特別支援教育支援員等による多様なニーズに対応した指導の推進	☆				◎			
		2 子どもたちの豊かな心(徳)を育む				◎	○			
	2 子どもたちの豊かな心(徳)を育む	1 学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進 ・「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進 ・小・中学校における進路指導・キャリア教育の充実	☆ ☆			◎	○			
		2 心の教育の充実 ・郷土愛の醸成(熊谷次郎直実・蓮生法師、荻野吟子権田愛三、斎藤別当実盛 等々) ・道徳の時間における子どもの心の「見える化」の推進 ・実生活における道徳の「見える化」の推進 ・命の大切さを学ぶ「生命(いのち)の授業」の実施 ・学校図書館の充実	☆			◎	○			
		3 共生社会の推進やインクルーシブ教育の理念に基づく教育の推進					◎			
		4 積極的な生徒指導の推進 ・生徒指導マニュアルの活用 ・よりよい人間関係を築く学級経営の充実・向上 ・いじめの未然防止と早期対応、「いじめ撲滅宣言」及び「スマホ使い方宣言」、「タブレット端末の約束5か条」の実践・徹底	☆			◎				
		5 児童生徒の実態に応じた教育相談 ・学習、友人関係、不登校、いじめ、家族等についての教育相談の充実 ・就学児の実態に応じた適切な就学相談 ・熊谷市教育支援センター「さくら教室」における相談及び指導の充実 ・発達障害を含む障害のある児童生徒への相談及び支援	☆				◎			
		6 幼稚園・保育所(園)と小学校との連携の推進	☆				◎			
	3 子どもたちの体力(体)を伸ばす	1 学校体育の充実 ・めあてをもって進んで運動、仲間と学ぶ、喜びあふれる体育授業の実践 ・体育指導専門員の訪問指導による教員の資質向上 ・タグラグビー教室の実施 ・部活動地域連携の推進 ・体力向上に関する調査・研究部会の取組	☆ ☆ ☆ ☆ ☆			◎				
		2 食育の充実	☆	○	○	◎				
		3 学校保健の充実 ・HQCシートを活用した基本的生活習慣の確立 ・発達の段階に応じた性に関する指導や薬物乱用防止教室の実施	☆ ☆	◎		○				

2 安全で快適な学校づくりを進める	1 学校の建物や設備を充実させる	1 教育施設等の整備 ・小・中学校の適切な維持管理 ・小・中学校校舎大規模改造の実施 ・小・中学校トイレ整備(洋式化等)の推進	☆	◎							
		2 学校安全の充実		○		◎					
		3 教育情報機器の整備	☆	○		◎					
		4 安全でおいしい給食の提供 ・栄養バランスのとれた給食の提供 ・衛生管理の徹底 ・食物アレルギー児童生徒への対応 ・地産地消のための地元食材の使用 ・新熊谷学校給食センターの整備	☆	◎	○						
3 魅力ある生涯学習事業を充実させる	1 公民館等を充実させる	1 生涯学習講座の充実	☆							◎	
		2 (仮称)第1中央生涯活動センターの整備推進	☆							◎	
		3 公民館組織の再編に向けた取組の推進	☆							◎	
		4 地域会館の整備推進	☆							◎	
		5 既存公民館建物の大規模修繕、耐震化等の推進	☆							◎	
	2 図書館を充実させる	1 図書館資料の整備と情報サービスの更なる充実	☆								◎
		2 視覚障害者が利用できる電子図書館システムの整備	☆								◎
		3 郷土熊谷に関するデジタル情報の発信	☆								◎
		4 子ども読書活動の推進	☆								◎
		5 企画展及び各種講座・講演会等の実施	☆								◎
	3 スポーツ・文化村「くまびあ」を充実させる	1 生涯学習に関する自主事業の実施	☆							◎	
		2 利用団体の拡充と活動への支援	☆							◎	
4 文化芸術活動を支援する	1 文化芸術活動を支援する	1 熊谷文化創造館「さくらめいと」、大里生涯学習センター「あすねっと」、江南総合文化会館「ビピア」の維持・管理の推進	☆							◎	
		2 文化芸術活動の機会の確保と情報発信の充実	☆							◎	
		3 文化芸術団体等への支援の充実	☆							◎	
	2 文化財の保護・継承を図る	1 西別府の国史跡「幡羅官衙(はらかんが)遺跡群」等文化財の保存と活用	☆							◎	
		2 無形民俗文化財等伝統文化の後継者育成と継承意識の醸成	☆							◎	
		3 埋蔵文化財出土品等の一元管理施設確保の推進	☆							◎	
		4 市史編さん事業の推進と市史書籍の刊行	☆							◎	
		5 公文書館設置検討の推進	☆							◎	
		6 熊谷直実・蓮生法師等郷土の偉人の顕彰	☆							◎	
	5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる	1 放課後子供教室の実施回数の充実や実施内容の創意工夫	☆							◎	
		2 新たな地域ボランティア指導者の確保・育成	☆							◎	
		3 家庭教育学級や子育て支援講座の充実	☆							◎	
		2 コミュニティ・スクールを推進する	☆			◎		○			
		3 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進	☆			◎					
6 人権尊重のまちをつくる	1 人権啓発を推進し、人権意識の向上を図る	1 人権啓発活動の充実	☆							◎	
		2 人権問題研修会、講演会の開催	☆							◎	
	2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む	1 人権教育研修の充実				◎		○			
		2 学校教育における人権教育の推進	☆			◎					
		3 社会教育における人権教育の推進								◎	
7 次世代のため、公共施設整理統合を推進する	1 施設の統廃合、再配置を効果的に推進する	1 分野別個別施設計画の改定・推進	☆	◎	○	○			○	○	○

☆ 総合振興計画の取組 ◎ 主たる担当課 ○ 担当課

日程第 2 議案第 16 号

熊谷市教育委員会部局職員安全衛生管理規程の一部を改正する
訓令

熊谷市教育委員会部局職員安全衛生管理規程（平成 27 年教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、熊谷市立江南文化財センター及び熊谷市立妻沼展示館」を「及び熊谷市立江南文化財センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

日程第 2 議案第 17 号

熊谷市立妻沼展示館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立妻沼展示館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「に基づき」を「第 5 条に基づき」に改める。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項第 2 号中「前項の」を「前号に」に改め、同項第 3 号中「並びに」を「及び」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条を第 4 条とし、第 7 条第 1 項中「展示室（大・小）」を「展示館の施設」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「対しては、利用を禁止する」を「対して、施設の利用を制限する」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 1 項中「まで」の次に「の間」を加え、「妻沼展示館施設利用申請書」を「熊谷市立妻沼展示館施設利用申請書」に、「妻沼展示館施設利用許可書」を「熊谷市立妻沼展示館施設利用許可書」に、「この限りではない」を「、この限りでない」に改め、同条第 2 項中「展示館施設利用」を「展示館の施設の利用」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条中「破損、汚損、」を「破損し、汚損し、又は」に改め、同条を第 8 条とする。

第 11 条を削る。

第 12 条第 1 項中「市長が」を「市長は」に、「ものについて」を「とき」に改め、同条第 2 項中「に該当し免除の適用」を「の規定に基づき使用料の免除」に、「妻沼展示館使用料免除申請書」を「熊谷市立妻沼展示館施設使用料免除申請書」に改め、同条を第 9 条とする。

第13条の見出し中「目的外利用」を「目的外利用等」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「転貸又は」を「転貸し、若しくは」に改め、同条を第10条とする。

第14条を次のように改め、同条を第11条とする。

(利用上の遵守事項等)

第14条 利用者は、別に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための行為その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援し、又はこれに反対するための行為その他の宗教的活動
- (3) 広告物若しくはこれに類するものの掲示若しくは配布又は看板、立て札等の設置（館長の許可を受けたものを除く。）
- (4) 飲食物の提供及びこれに類する行為（館長の許可を受けたものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、展示館の秩序又は風紀を乱すものと認められる行為

2 館長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれのある者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

第15条を削り、第16条を第12条とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 4 条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる同条第 1 項各号に掲げる行為について適用し、同日前に行われた改正前の第 1 4 条各号に掲げる行為については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

議案第 17 号の参考資料

熊谷市立妻沼展示館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表
熊谷市立妻沼展示館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 42 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第 1 条 この規則は、熊谷市立妻沼展示館条例（平成 17 年条例第 109 号）<u>第 5 条に基づき</u>、熊谷市立妻沼展示館（以下「展示館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>第 2 条</u> （略） （休館日） <u>第 3 条</u> 展示館の休館日は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（この日が<u>前号に</u>規定する日に当たるときは、その翌日も休館日とする。） (3) 1 月 2 日から同月 4 日まで<u>及び</u>1 月 29 日から同月 31 日まで 2 （略） <u>第 4 条</u> （略） （施設の利用許可） <u>第 5 条</u> 館長は、展示館の業務に支障のない範囲において、<u>展示館の施設</u>の利用を許可することができる。 2・3 （略） （利用の制限）	（趣旨） 第 1 条 この規則は、熊谷市立妻沼展示館条例（平成 17 年条例第 109 号）<u>に基づき</u>、熊谷市立妻沼展示館（以下「展示館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>（係の設置）</u> <u>第 2 条</u> 展示館に次の係を置く。 (1) <u>管理係</u> <u>第 3 条</u> （略） <u>（事務分掌）</u> <u>第 4 条</u> 事務分掌は、次のとおりとする。 <u>管理係</u> (1) <u>展示館の管理に関すること。</u> (2) <u>施設の利用に関すること。</u> (3) <u>その他展示館に関すること。</u> （休館日） <u>第 5 条</u> 展示館の休館日は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（この日が<u>前項の</u>規定する日に当たるときは、その翌日も休館日とする。） (3) 1 月 2 日から同月 4 日まで<u>並びに</u>1 月 29 日から同月 31 日まで 2 （略） <u>第 6 条</u> （略） （施設の利用許可） <u>第 7 条</u> 館長は、展示館の業務に支障のない範囲において、<u>展示室（大・小）</u>の利用を許可することができる。 2・3 （略） （利用の制限）

改 正 案	現 行
<u>第 6 条</u> この規則又は館長の指示に従わない者に対して、施設の利用を制限することができる。 (利用手続) <u>第 7 条</u> 展示館の施設を利用しようとする者は、利用を開始しようとする日(以下「利用開始日」という。)の属する月の 3 月前の初日から利用開始日の 5 日前までの間に、<u>熊谷市立妻沼展示館施設利用申請書</u>(様式第 1 号)を館長に提出し、<u>熊谷市立妻沼展示館施設利用許可書</u>(様式第 2 号)の交付を受けなければならない。ただし、館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定により、<u>展示館の施設の利用</u>の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用に際し、料金等を徴収し、又は物品の販売等をしてはならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (損害賠償) <u>第 8 条</u> 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、展示館の施設設備又は備品若しくは資料を破損し、汚損し、又は亡失したときは、現品又は相当と認められる代価をもって賠償しなければならない。 (使用料の免除) <u>第 9 条</u> 市長は、特に必要と認めたときは、使用料を免除することができる。 2 前項の規定に基づき使用料の免除を受けようとするものは、あらかじめ<u>熊谷市立妻沼展示館施設使用料免除申請書</u>(様式第 3 号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。 (目的外利用等の禁止) <u>第 1 0 条</u> 利用者は、利用許可の目的以	<u>第 8 条</u> この規則又は館長の指示に従わない者に対しては、利用を禁止することができる。 (利用手続) <u>第 9 条</u> 展示館の施設を利用しようとする者は、利用を開始しようとする日(以下「利用開始日」という。)の属する月の 3 月前の初日から利用開始日の 5 日前までに、<u>妻沼展示館施設利用申請書</u>(様式第 1 号)を館長に提出し、<u>妻沼展示館施設利用許可書</u>(様式第 2 号)の交付を受けなければならない。ただし、館長が特別の事由があると認めるときは<u>この限りではない</u>。 2 前項の規定により、<u>展示館施設利用</u>の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用に際し、料金等を徴収し、又は物品の販売等をしてはならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (損害賠償) <u>第 1 0 条</u> 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、展示館の施設設備又は備品若しくは資料を破損、汚損、亡失したときは、現品又は相当と認められる代価をもって賠償しなければならない。 (使用料) <u>第 1 1 条</u> 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>条例第 4 条に定める使用料を納付しなければならない</u>。 (使用料の免除) <u>第 1 2 条</u> 市長が、特に必要と認めたものについては、使用料を免除することができる。 2 前項に該当し免除の適用を受けようとするものは、あらかじめ<u>妻沼展示館使用料免除申請書</u>(様式第 3 号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。 (目的外利用の禁止) <u>第 1 3 条</u> 利用者は、利用許可の目的以

改 正 案	現 行
外に利用し、又は利用する権利を他の者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。 (利用上の遵守事項等) 第 1 1 条 利用者は、別に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための行為その他の政治的活動 (2) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援し、又はこれに反対するための行為その他の宗教的活動 (3) 広告物若しくはこれに類するものの掲示若しくは配布又は看板、立て札等の設置（館長の許可を受けたものを除く。） (4) 飲食物の提供及びこれに類する行為（館長の許可を受けたものを除く。） (5) 前各号に掲げるもののほか、展示館の秩序又は風紀を乱すものと認められる行為 2 館長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれのある者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。 第 1 2 条 （略）	外に利用し、若しくは利用する権利を他の者に転貸又は譲渡してはならない。 (利用者の遵守事項) 第 1 4 条 利用者は、施設内においては次の事項をしてはならない。 (1) 特定の政党を支持し、又は反対する等政治的活動を行うこと。 (2) 特定の宗教を支持し、又は反対する等宗教的活動を行うこと。 (3) 館長の許可を受けないで、広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立て札等の設置をすること。 (4) 館長の許可を受けないで、飲食物の提供及びこれに類する行為をすること。 (5) 展示館の秩序又は風紀を乱す行為をすること。 (入館の禁止) 第 1 5 条 館長は、展示館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はそのものに対して退館を命ずることができる。 第 1 6 条 （略）

熊谷市立妻沼展示館施設利用申請書

熊谷市立妻沼展示館長 宛

電話番号

施 設	1 大展示室	2 小展示室
日 時	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	_____日間
使用目的 展示品等		
入場料徴収 の有無	無 料	有 料 (円)
備 考	展示会名称 [] 搬入日 : / () 時 分から 搬出日 : / () 時 分から	

係	合 議	館 長

熊谷市立妻沼展示館施設利用許可書

様

印

施 設	1 大展示室	2 小展示室
日 時	年 月 日 () から 年 月 日 () まで _____ 日間 時 分～ 時 分 (最終日は 時 分まで)	
使用目的 展示品等		
入場料徴収 の有無	無 料	有 料 (円)
備 考	展示会名称 [] 搬入日 : / () 時 分から 搬出日 : / () 時 分から 使用料 : 円 (1 日) × 日 = _____ 円	

様式第 3 号（第 9 条関係）

熊谷市立妻沼展示館施設使用料免除申請書

年 月 日

熊谷市立妻沼展示館長 宛

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

熊谷市立妻沼展示館の使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

日 時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで _____日間		
施 設		利用人数	人
使 用 料	総 額	内 訳	
	円	大展示室（ 円）× 日間 小展示室（ 円）× 日間	
利 用 目 的			
団 体 の 目 的			
備 考			

係	合 議	館 長

年 月 日

結果	☐ 承認	☐ 不承認
----	-----------------------------	------------------------------